平成２３年（フ）第５８１号
和歌山市榎原198番地の８　グランドハイツ榎原407
債務者　蔡本美代子こと橋本美代子こと　孔　福年
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１号
和歌山県橋本市野124番地の１　野団地３号棟３－３
債務者　楠部　仁美
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１９号
和歌山県紀の川市上田井1039番地
債務者　臼本　　昇
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第２８６号
松江市西津田４丁目４番７―102号　城の前マンション、前住所松江市学園２丁目21番28―301号
債務者　吉原　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９２号
島根県安来市広瀬町西谷434番地
債務者　北川　謙介
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで　松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５４７号
和歌山県紀の川市桃山町神田130番地３
債務者　田中　　芳
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第６５７号
岡山市南区浜野２丁目３番12号　アップルハウス浜野202号室
債務者　中井　華月（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６０号
岡山市南区迫川766番地６
債務者　平岡　伸惠
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月13日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８９号
岡山県玉野市田井３丁目24番６号、旧住所大阪府八尾市南植松町５丁目273番地
債務者　愛甲　新一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９３号
岡山市南区泉田423番地14　パレーシャイノハラ103
債務者　岡崎　充宏
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９６号
岡山市中区倉田620番地　ベルメゾン東光倉田206号
債務者　榊原せつ子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９７号
岡山市南区福島３丁目３番13号　スズキ荘４号
債務者　福田　喜重
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
岡山市南区妹尾642番地
債務者　佐藤　健司（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月11日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
長野県佐久市瀬戸1935番地１
債務者　柳沢　信吾
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月18日午後２時　長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１５７号
岡山県津山市中島227番地22
債務者　森本　茂裕
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月16日午後１時30分　岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第７８４号
東京都墨田区文花３丁目21―15―309
債務者　小出　茂孝
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月10日午前10時　東京地方裁判所民事第20部